西脇市手話施策推進方針

西脇市手話言語条例（平成28年西脇市条例第30号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境に整えるため、次の施策を推進します。

1　手話の普及と理解の促進

一人でも多くの人が手話に対する関心や親しみを持ち、また、ろう者と交流することで、手話に対する理解が深まります。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、誰もが手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させるなど、手話に関する普及啓発に努めます。

⑴　市広報紙、市ホームページ、リーフレット等により、手話に関する理解が深まるよう啓発を行います。

⑵　地域、事業所、教育機関等を対象に、聴覚障害への理解と手話を学べる環境づくりを進めます。

⑶　難聴者や中途失聴者を対象に手話を学べる環境を整えます。

2　手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等や市民が参加する会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、いつでも手話による意思疎通ができるよう、手話を使いやすい環境づくりを進めます。

⑴　市主催のイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者を配置するなど、合理的配慮の提供を行います。

⑵　手話通訳者の設置により、庁舎内の窓口での手話通訳による対応（ＩＣＴを含む。）の充実を図ります。

⑶　ろう者があらゆる場面で情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

3　手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めま

す。

⑴　手話の基本的な知識を有する手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者養成講座及び登録手話通訳者の技術向上を図るための手話通訳者現任研修を継続的に実施します。

⑵　災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、消防本部等の関係機関と協議し、支援体制を構築します。

⑶　手話通訳者派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

4　西脇市手話施策推進会議による実施状況の点検

手話施策の実施状況については、西脇市手話施策推進会議に報告し、意見を聴くものとします。